

## 教 育 目 標

～真理と平和と自由を希求するとともに～

自他をともに大切にす豊かな人間性と、社会や経済のグローバル化や情報化の進展に応じて主体的に変化に対応し、自ら学び続けることのできる自己教育力を育み、自立心とチャレンジ精神に富んだ、次世代を担う創造力豊かな人材を育成する。

## 校 訓

### 誠 意

自分を信じ，他者を信頼し，社会の一員として信頼される誠実な行動を貫く。

### 向 上

何事にも挑戦の精神を持ち続け，目標達成に向かって，学び努力する自己教育力を身につける。

### 自 立

真の自由と自己実現を目指して，自ら律し，責任を果たす勇氣と強い心をもつ。

## 学校経営方針

- 1 小田原東高等学校設置計画に基づき，社会や経済のグローバル化や情報化の進展を踏まえた先進的な商業教育と普通教育を融和し，地域産業に根ざした新しい教育の実践及び確立を目指す。
- 2 自己の興味関心や特性を見出し，生徒一人ひとりが自己実現へ向けて知識と技術を深く 学ぶとともに，自己肯定感を高める教育活動を展開する。
- 3 ビジネスマナー教育を大きな柱とし，商業科では，グローバル社会で活躍できる将来のスペシャリスト，普通科では，グローバル社会で活躍できる将来のリーダーを育成するとともに，主体的に学習に取り組む態度を育てる。
- 4 教科活動・教科外活動及び学校行事等，カリキュラムマネジメントを通して「確かな学力」・「健やかな体」・「豊かな心」を育み，未来を切り拓いていく力を養う。

## 校 歌

作詞 廣川 宏美

作曲 多田 万紀

### 1 桜の花を 巻き込んで

<sup>たいかい</sup>大海に流れる 酒匂川

言葉の違いを 聞き歩き

希望は海を 越えてゆく

### 2 輝く眩しい 青い空

カモメたゆとう 相模湾

学びいそしみ 語り合い

友と歩まん 明日の道

### 3 雪の衣を 身にまとい

<sup>そら</sup>天から見渡す 富士の山

誇りと希望を 胸に<sup>だ</sup>抱き

<sup>は</sup>栄えある未来を いざ築かん

## 学 校 沿 革

平成29年4月1日 小田原東高等学校開校  
小田原総合ビジネス高等学校の生徒の学籍を小田原東高等学校に移行

### ■ 神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校の沿革

平成19年11月1日 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正（平成19年10月19日付，条例第56号）により，神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校が小田原市東町4丁目12番1号に設置される。（神奈川県立小田原城東高等学校と神奈川県立湯河原高等学校の再編統合により設置）

平成20年4月1日 小田原総合ビジネス高等学校開校  
小田原城東高等学校の生徒の学籍を小田原総合ビジネス高等学校に移行

平成20年4月8日 第1回入学式挙行

平成28年1月 県立高校改革実施計画により，神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校に普通科が併置される。

平成28年11月1日 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例により，神奈川県立小田原東高等学校が設置される。

平成29年3月1日 第9回卒業式挙行

### ■ 神奈川県立小田原城東高等学校の沿革

昭和26年4月1日 神奈川県立小田原女子高等学校と神奈川県立小田原商業高等学校の統合により神奈川県立小田原城東高等学校となり，その後普通科の廃止，機械科の設置・廃止があり，昭和40年以降，商業科（全日制及び定時制）単独の高等学校となる。

### 1 神奈川県立小田原女子高等学校

- 大正10年4月18日 足柄実科高等女学校として足柄村多古に創立（足柄村は後に足柄町となる）
- 昭和16年1月30日 小田原市立実科高等女学校と改称
- 昭和18年4月1日 小田原市立高等女学校と改称
- 昭和23年4月1日 小田原市立高等学校と改称
- 昭和23年7月18日 校舎を現在地に移転
- 昭和26年3月10日 神奈川県立小田原女子高等学校と改称

### 2 神奈川県立小田原商業高等学校

- 昭和2年5月25日 市立小田原商業学校（夜間）として小田原市幸町1丁目に創立
- 昭和11年4月30日 第1本科（昼間）、第2本科（夜間）を置く
- 昭和21年8月31日 小田原市立商業学校と改称
- 昭和23年7月18日 校舎を現在地に移転
- 昭和23年8月1日 定時制（特別）商業科を置く
- 昭和26年3月10日 神奈川県立小田原商業高等学校と改称

### 3 神奈川県立小田原城東高等学校

- 昭和26年4月1日 神奈川県立小田原女子高等学校と神奈川県立小田原商業高等学校を統合して神奈川県立小田原城東高等学校となる
- 全日制課程普通科，商業科及び定時制課程商業科を置く
- 昭和27年4月1日 全日制課程に機械科を置く
- 昭和30年4月 定時制（特別）商業科生徒募集停止
- 昭和32年4月1日 定時制課程に機械科を置く
- 神奈川県立西湘高等学校置に伴い普通科生徒募集停止
- 昭和33年3月 定時制（特別）商業科の課程廃止

- 昭和37年4月1日 神奈川県立小田原城北工業高等学校設置に伴い機械科生徒募集停止
- 昭和40年4月1日 全日制課程，定時制課程ともに商業科のみを設置する高等学校となる
- 昭和48年4月1日 全日制課程に商業科6学級，情報処理科2学級を置く
- 平成3年4月1日 全日制課程を商業科5学級，情報処理科3学級に改編
- 平成4年4月1日 全日制課程を商業科4学級，情報処理科3学級，国際経済科1学級に改編
- 平成10年4月1日 定時制課程の商業科，入学生募集停止  
全日制課程を商業科3学級，情報処理科3学級，国際経済科1学級に改編
- 平成13年3月31日 定時制の課程廃止
- 平成17年4月1日 全日制課程を商業科2学級，情報処理科3学級，国際経済科1学級に改編

#### ■ 神奈川県立湯河原高等学校の沿革

- 昭和54年9月1日 県西方面高等学校設立準備開始
- 昭和55年1月1日 神奈川県立湯河原高等学校設立告示（県立西湘高等学校内で開校事務開始）
- 昭和55年3月24日 仮設校舎へ移転（湯河原町宮上32-4）
- 昭和55年4月5日 第1回入学式挙行
- 昭和57年3月23日 仮設校舎より本校舎へ移転（湯河原町吉浜1576-31）
- 昭和61年1月8日 校歌制定
- 平成4年7月15日 プール完成
- 平成6年3月31日 アーチェリー場完成
- 平成16年10月4日 「県立高校改革推進計画」（後期実施計画）により  
県立小田原城東高等学校との再編統合が決定
- 平成18年4月1日 平成18年度から生徒募集停止

平成20年3月1日 第26回卒業証書授与式挙行・完校記念式典挙行

# 神奈川県立小田原東高等学校学則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、神奈川県立小田原東高等学校と称する。

(目 的)

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び商業に関する専門教育を施すことを目的とする。

(位 置)

第3条 本校の位置は、神奈川県小田原市東町4丁目12番1号とする。

(課程及び学科)

第4条 本校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科及び総合ビジネス科とする。

(定 員)

第5条 生徒の定員は別に定めるところによる。

(修業年限)

第6条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## 第2章 学年，学期，休業日等

(学 年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 本校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 学年始，夏季，冬季，学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日
  - (4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）
- 2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての体育大会，文化祭等恒例の行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第11条 校長は、校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第12条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程及び教科書等（教育課程）

第13条 教育課程は高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

- 2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 本校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）

は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

#### 第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第15条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第17条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

#### 第5章 入学、転学、留学、 休学、退学等（入学資格）

第18条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第20条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続)

第22条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することができる。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

- 2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない
- 3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第26条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

(復学及び再入学)

第27条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠 席)

第28条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌 引)

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これ

を許可することがある。

2 忌引の期間は、校長が別に定めるところによる。

(表紙裏面に記載)

(氏名又は住所の変更)

第31条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等  
身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、  
速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

## 第6章 賞 罰

(表 彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加え  
ることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。

ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行  
う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 授 業 料 等 (授業料等)

第34条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校  
の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定  
めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されない  
ときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがあ  
る。

## 第8章 職員組織（職員組織）

第35条 本校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 令和2年度における第8条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「4月1日から8月30日まで」と、同条第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「8月31日から12月31日まで」とする。
- 3 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、平成31年4月1日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則 この学則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

## 諸届及び忌引き等の扱いについて

退学願・転学願・休学願・住所変更届については学校所定の使用すること。

願及び届はすべて学級担任を通して行う。

### <忌引の基準>

父母 7 日以内

祖父母兄弟姉妹 3 日以内

伯叔父母等その他 3 親等 1 日

## 生徒会規約

### 第1章 名 称

第1条 本会は神奈川県立小田原東高等学校生徒会と称する。

### 第2章 目 的

第2条 本会は校内の自治運営を円滑に行うとともに、会員の連帯と相互の交流を深め学校生活の充実を図ることを目的とする。

### 第3章 会員の資格と責務

第3条 本会の会員は本校に在籍する生徒とする。

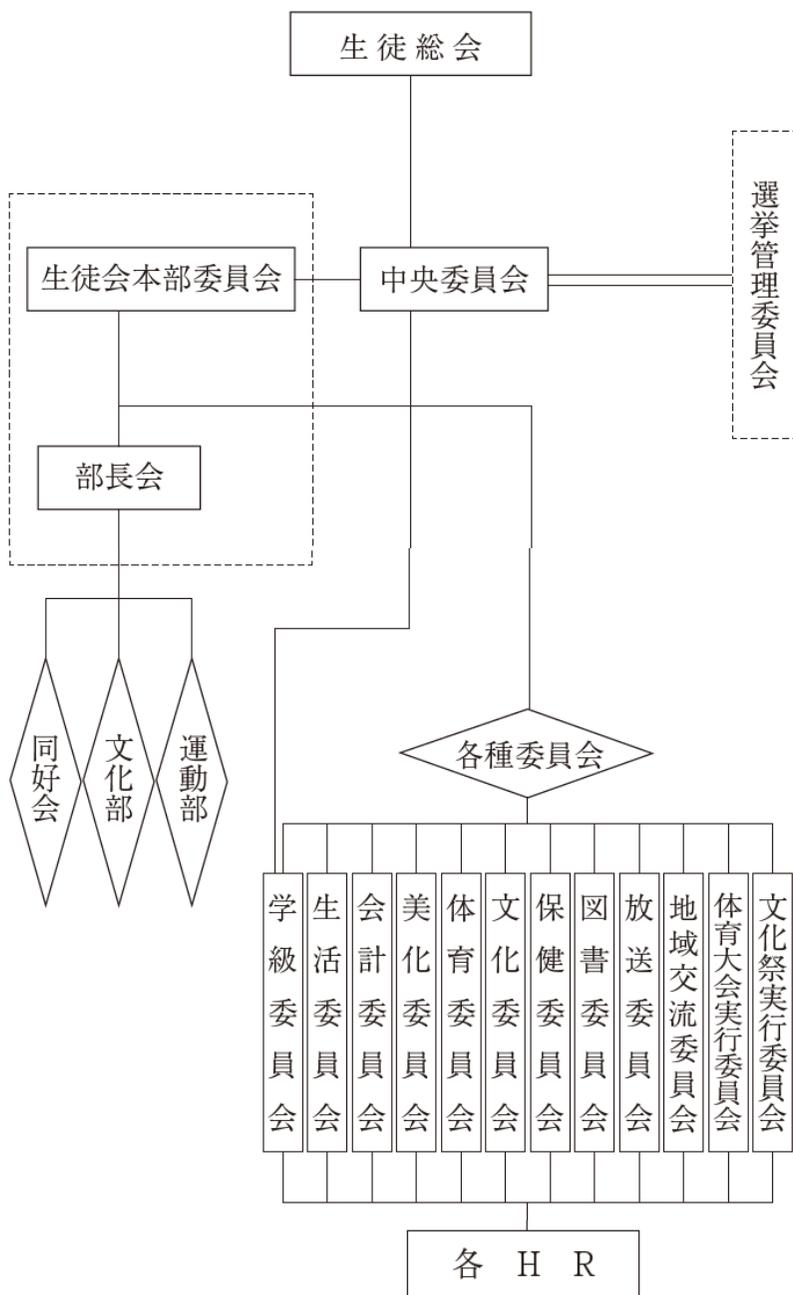
第4条 本会員は生徒の本分を維持高揚するとともに、本規約の規定は各人の責任において厳守しなければならない。

第5条 本会員は会員の10分の1以上により、規約の改正・変更、役員  
の改選等を含む議案に係る生徒総会開催を会長に求めることができ  
る。

### 第4章 組織と会議

第6条 本会に次の機関をおく。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1 生徒総会         | 2 中央委員会   |
| 3 生徒会本部役員会     | 4 各種委員会   |
| 5 部長（及び同好会代表）会 | 6 選挙管理委員会 |



第7条 本会は必要に応じて委員会を設けることができる。

#### 第8条 生徒総会

- 1 生徒総会は本会の最高意思決定機関であり、会長がこれを招集する。総会の開催は年1回を原則とする。ただし、必要があるときは中央委員会の決議により開催することができる。
- 2 生徒総会はすべての会員をもって構成される。
- 3 生徒総会は全会員の過半数の出席を必要とする。
- 4 生徒総会には正副議長を置く。正副議長は会員より選出し、出席者の承認を得なければならない。
- 5 生徒総会は次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成を得て決定する。
  - ア 生徒会予算の決定
  - イ 決算の承認
  - ウ 活動計画の決定
  - エ 規約の改正
  - オ 部新設の決定
  - カ その他、本会の目的達成のために必要な事項

#### 第9条 中央委員会

- 1 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関で、本部役員及び各ホームルームより選出された学級委員のうち1名で構成する。
- 2 中央委員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、必要があるときは中央委員会の3分の2以上の賛同を持って開催することができる。
- 3 中央委員会は全委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 4 中央委員会には正副議長、書記を置く。
- 5 中央委員会は次の業務を行う。
  - ア 生徒総会に提出する議案の作成
  - イ 同好会新設の承認
  - ウ 臨時委員会の設置
  - エ 細則の決定ならびに改正

オ その他、本会の目的達成のために必要な事項

6 中央委員会の議事運営等については、規則を別に定める。

#### 第10条 生徒会本部役員会

1 生徒会本部役員会は本会の執行機関で、生徒会活動の維持、運営を行う。

2 生徒会本部役員会は本部役員によって構成される。

#### 第11条 各種委員会

1 各種委員会は各ホームルームより選出された規定数をもって構成する。

2 各種委員会の任期は1年間（4月～翌年の3月）とする。

3 各種委員会は正副委員長又は代表を置くことができる。

4 各ホームルームより次の委員を選出する。

ア 学級委員 (2名) うち1名を中央委員とする。中央委員は選挙管理委員を兼ねる。

イ 生活委員 (2名)

ウ 会計委員 (2名)

エ 美化委員 (2名)

オ 体育委員 (男女各1名)

カ 文化委員 (2名)

キ 保健委員 (男女各1名)

ク 図書委員 (2名)

ケ 放送委員 (1名)

コ 地域交流委員 (2名)

サ 体育大会実行委員 (1名)

シ 文化祭実行委員 (2名)

#### 第12条 部及び同好会

1 部・同好会は会員相互の親睦を図り、人格の向上に努めることを目的とする。

2 予算額と決算額は各団体1名の参加のもと、生徒会本部役員会で審議され、生徒総会で承認される。

3 組織、及び運営等については規則を別に定める。

第13条 本会の決定事項は学校長に報告し承認を受け、会長により発表される。

## 第5章 役員

第14条 本部役員

1 本会には下記の本部役員を置く。

会 長 1名 副会長 2名

書 記 2名 会 計 3名

広 報 2名

2 本部役員の任期は1年間とし、再選を妨げない。

3 選挙に関する規定は別に定める。

4 会長は本会を代表し、本会の運営に関し一切の責任を負う。副会長は会長を補佐し、事故ある時はこれを代行する。書記は本会の記録を行う。会計は会計事務を行う。

第15条 会計監査

1 本部役員の他に、会計監査2名を置く。

2 会計監査は、会計年度末に、本会会計の収入及び支出状況を監査する。

## 第6章 経費

第16条 本会の経費は生徒会費及び生徒会入会金その他の収入をもってこれに充てる。生徒会費の金額については規定を別に定める。

## 第7章 改正

第17条 本規約の改正は第5条によるほか、中央委員会において出席委員の3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会に諮ることができる。

附 則 本規約は平成25年11月1日より施行する。

## 中央委員会会議規則

第1条 本校生徒会規約第9条6の中央委員会議事運営等については、この規則で定める。

第2条 本会は議長、副議長、書記各1名を委員会内の互選により選出

する。任期は委員と同じとする。

第3条 議長は本会の議事進行一切の責任を負い、副議長はこれを補佐する。

第4条 本規則は中央委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て改正され、ただちに有効となる。

### **慶弔に関する規定**

第1条 本規定は会員が慶弔を分かち合うことを目的とする。

第2条 慶弔の事由が発生した時は下記によって会員に金品を贈呈する。

1 会員の家庭で火災等重大な事故に遭った時は、最高1万円を限度として見舞金を贈る。

2 会員又はその保護者が死亡したときは1万円の香典を贈る。

第3条 慶弔に要する費用は雑費として支出する。

第4条 本規定は中央委員会において出席委員の過半数の賛成を得て改正され、直ちに有効となる。

附 則 職員の転任又は退任の時は、3,000円程度の花束を贈呈する。

### **経費に関する規定**

本校生徒会規約第16条において、生徒会費は月額450円、生徒会入金500円（新入生のみ）とする。

### **生徒会選挙規則**

#### **第1章 総 則**

第1条 本校生徒会規約第14条3の本部役員選出法はこの規則で定める。

第2条 本規則は生徒会規約の精神にしたがい、その選挙が会員の自由な意思により公明適正に行われ、生徒会自治の健全な発展に期することを目的とする。

#### **第2章 選挙権及び被選挙権**

第3条 本会員は本部役員選挙権と被選挙権を有する。

### 第3章 選挙管理委員会

第4条 本委員会は中央委員会がこれに当たる。

第5条 本委員会は、委員長・副委員長各1名を置き、委員会内の互選により選出する。

### 第4章 選挙期日

第6条 本部役員の改選は、任期が終わる30日以内に行う。また選挙期日は選挙が行われる5日前に告示しなければならない。

### 第5章 選挙運動

第7条 選挙運動のためのポスター、選挙演説・応援演説等は候補者に説明し公正を期する。

第8条 選挙運動に関わる費用はすべて候補者の自己負担とする。

第9条 選挙管理委員会は立会演説会を開催し、立候補者の所信表明、及び応援演説を行う機会を与える。

### 第6章 投票

第10条 選挙は投票により1人1票として各上位得票者から定数までを当選とする。ただし、候補者が定数を上まわらない場合は投票者数の過半数の信任をもって当選とする。

第11条 選挙結果、定員に満たない場合又は欠員が生じた場合は会長がこれを指名し、校長が任命できる。

第12条 投票の日時、場所、方法、投票用紙の様式等は選挙管理委員会の決定に従う。

第13条 選挙当日投票を行わない選挙権所有者は棄権とみなす。

### 第7章 開票

第14条 選挙管理委員会の定めた開票所で投票終了後ただちに開票することを原則とする。

第15条 開票作業は選挙管理委員会が行う。

第16条 開票にあたって次の票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いていないもの
- 2 定数を超える又は満たない記入のあるもの
- 3 その他、選挙管理委員会の指示に抵触するもの

第17条 開票後ただちに結果を告示する。

第18条 開票の結果，各上位得票者を当選とする。

## 第8章 改正

第19条 本規則は中央委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て改正され，直ちに有効となる。

## 部及び同好会活動規則

### 第1章 総則

第1条 本校生徒会規約第12条の部及び同好会の組織・運営等必要な事項はこの規則で定める。

### 第2章 組織並びに役員

第2条 文化部は5名以上，運動部は試合に出場できる必要人数に1名ないし2名を加えた数，同好会は5名以上の会員をもって組織することを原則とする。さらに顧問を1名以上置かなければならない。ただし，顧問は本校教職員とする。

第3条 各部及び同好会に顧問，部長，副部長，会計を置く。各部はマネージャーを置くことができる。なお，会計はマネージャーを兼務することができる。以下，同好会はこれに準ずる。

第4条 顧問は部との連絡を密にして，その活動状況を常に把握する。また責任者としてその活動に支障のないよう配慮し，学校教育の一端としての部活動のよりよき運営を図る。

第5条 部長は部員をよく把握し，常に顧問とともに部の運営と発展を図る。

第6条 副部長は部長を補佐し，部長に事故あるときはこれを代行する。

第7条 会計は部会計及び部費会計を整理執行する。

第8条 部長，副部長及び会計は各部の部員の中より選出する。任期については定めない。ただし，変更があった場合は直ちに部顧問の承認を得て生徒会本部役員会に届け出なければならない。

第9条 部長会は各部の部長と本部役員をもって構成する。部長は部長

会を開催することを会長に要求することができる。

### **第3章 運 営**

第10条 部及び同好会の活動，会計等は細則を別に定める。

### **第4章 部及び同好会の新設**

第11条 同好会を新設するには，第2条の規定に則り，名称・目的，活動内容，発起人，その他必要事項を明示した上で生徒会役員会へ申請し，中央委員会の承認を得なければならない。

第11条2 同好会の新設については，中央委員会に諮る前に次の条件をすべて満たさない場合は，申請を却下する場合がある。

- ①専門に指導できる顧問がいる等事故防止の措置が十分にとられていること
- ②（運動部の場合）校内に活動ができる場所を確保できること
- ③（運動部の場合）部室に空きがあること
- ④生徒会予算にゆとりがあること

第12条 部を新設するには，第11条の規定に則り，同好会として1年以上活動を継続した後，生徒の責任者が同好会の部昇格を生徒会本部役員会に申請し，生徒総会に諮らなければならない。

### **第5章 部及び同好会の降格・廃止**

第13条 部として2年間活動がない場合は，生徒会本部役員会において部を同好会に降格する。また，同好会として1年間活動がない場合は自動的に廃止とする。

### **第6章 改 正**

第14条 本規則は中央委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て改正され，直ちに有効となる。

## **部及び同好会活動細則**

### **第1章 活 動**

第1条 部活動は顧問及び部長により計画された方法にしたがい，顧問の適切な指導のもとに実施する。同好会もこれに準ずる。

第2条 特別な部活動は職員会議における校長の決裁を得て実施する。

特別な活動とは、校内外における合宿等の場合をいう。

第3条 活動時間と活動日は次のように定める。

1 活動時間は2時間程度とする。

夏季（3月～10月）は18：00まで（18：30までに下校）

冬季（11月～翌年の2月）は17：30まで（18：00までに下校）

ただし、やむを得ない事情のある場合には顧問の指導のもとに時間を延長することができる。

2 休業日の活動については顧問の指導のもとで行うことができる。

3 テスト前1週間の活動は原則として認めない。ただし、公式戦等でやむを得ない場合は顧問が校長の許可を得て実施することができる。なお、成績不振者はこの限りではない。

第4条 活動内容は部活動日誌に明記し、生徒会本部役員会に提出する。

## 第2章 会 計

第5条 会計は顧問の指導のもと、部会計と部費とを明瞭に区別して必要な提出書類を保管する。

第6条 会計は会計帳簿に基づく決算書及び次年度の予算要求書を作成し、顧問の承認を得て生徒会本部役員会に提出する。

## 第3章 入 退 部

第7条 入部は毎学年開始期に行われるが、顧問の承認があれば随時入部することができる。

第8条 入退部の手続きは次のように定める。

1 入部希望者は入部届を2通受け取り、必要事項記入後にクラス担任に提出する。担任は1通を保管し、もう1通を顧問に提出する。部長は届から部員名簿を作成し、顧問の承認を得て生徒会本部役員会に提出する。

2 退部する場合は顧問に退部届を提出すると同時にクラス担任に届け出る。

## 第4章 部 室 使 用

第9条 部室使用に関しては次のように定める。

- 1 始業前と放課後以外の部室使用は認めない。
  - 2 他の部室への入室を禁じる。
  - 3 部室内の整理整頓を心がける。
  - 4 鍵の管理には十分注意する。
  - 5 火気の使用は認めない。
  - 6 その他、別途定める部室使用規定細則を厳守すること。
- 第10条 前条に反するような行為がある時は、使用禁止等の罰則を科するものとする。

## **スポーツ功労賞 文化功労賞 顕彰規定**

### 第1条

#### (主 旨)

部及び同好会の活動を通して学校の発展に大きく貢献し、後輩のよき模範となった生徒を表彰する。

#### (対 象)

第2条 3年間を通じて運動部及び文化部の活動に寄与し、学校の発展に大きく貢献した個人及び団体で3年生を対象とする。

第3条 選考基準は次の通り定める。

#### 〈運動部〉

- 1 個人 県大会及びそれに準じる大会で6位以上入賞
- 2 団体 県大会及びそれに準じる大会でベスト8位以上入賞
- 3 その他 特に活動が顕著だった生徒

#### 〈文化部〉

- 1 県レベル以上で入賞した生徒
- 2 その他 特に活動が顕著だった生徒

第4条 各部の顧問の推薦に基づき、生徒会本部役員会で審議し、顧問総会で承認を得る。

### 附 則

以上規則・細則・規定は平成25年4月1日より施行する。



## 気象状況などにもなう対応について

### 1 生徒の安全確保について

午前6時の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

午前8時30分の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」のいずれか一方又は両方が解除された場合には、10時40分までに登校する。

午前11時の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」のいずれか一方又は両方が解除された場合には、13時10分までに登校する。

### 2 交通機関が不通等となった場合

- ① 通学に利用している交通機関（鉄道やバス等）が悪天候等により不通となった場合には、生徒は交通機関が運行再開するまで自宅待機とし、運行再開した段階で安全に注意しながら登校する。
- ② なお、運行再開後登校した場合、最終時間の授業に間に合わないと予測される場合には自宅学習とし、その旨を学校に連絡する。

\*臨時休業とする場合は、必要に応じてまちcomiメールによりお知らせします。

### 3 臨時休業の判断について

天候に起因する臨時休業については、気象状況や列車・バス等の運行状況などを総合的に判断して校長が決定します。警報発表や時間によって自動的に休業となることはありません。

### 4 欠席・遅刻の取扱について

1と2の対応においては、欠席・遅刻扱いとしません。テスト等の場合においても不利にならないように配慮します。

〈令和2年（2020）年4月1日改定〉

## 生徒の心構えと留意点・服装規定等

高等学校における学生生活は、新たな交友関係を築き、視野の広がり、興味・関心の多様化も見られる一方、基本的な生活習慣や自発的・積極的な学習態度を養うことが求められます。下に、本校生徒としての心構えと生活の留意点を記しておきますので、よく読んで理解してください。

- 1 本校の教育目標を十分に達成できるよう、積極的に取り組みましょう。
- 2 本校の学則（9～15ページ参照）ならびに生徒心得（34ページ参照）を熟読し、その意義をよく理解しておいてください。
- 3 学校の内外を問わず礼儀正しい服装・言動に努めましょう。職員・友人・外来者すべての人たちの人格をお互いに尊重しあいましょう。さらに、他者や周囲への配慮を欠いた言動は厳に慎み、お互いに気持ちよく過ごせるよう、集団秩序の維持発展に積極的に協力しましょう。

### 4 諸規則

#### (1) [登下校]

定められた時間を厳守すること。

- ① 始業時刻 8時45分
- ② 最終下校時刻  
夏季3月～10月 18時30分  
冬季11月～2月 18時00分
- ③ 最終下校時刻以降に学校に残る場合は、学級担任又は部活動顧問の許可を得なければならない。
- ④ 登下校時は、交通規則を守るとともに、常に良いマナーを心がけること。

#### (2) [校内生活]

- ① 欠席、遅刻、早退は努めて避け、やむをえない場合には学級担任に届け出る。届け出の際には生徒手帳の学校・家庭連絡欄を使用すること。
- ② 他の生徒の所持品等が置いてある空き教室や空き空間にはむや

みに入らない。

(3) [校外生活]

① 風俗営業，成人向けの遊技場・娯楽施設等，18歳未満立ち入り禁止の場所には出入りしてはならない。

② 不慮の事故（生徒自身の事故・家庭内での不幸・災害など）に遭った場合には，速やかに学校に連絡すること。

5 生徒の心得・社会ルールを守り正しい生活を送るために

(1) 生徒手帳及び生徒証を常に携帯し，本校生徒の身分を明らかにすること。

(2) 服装は本校服装規定に従い，学校所定の制服を着用すること。登下校はもちろん，部活動・学校行事等，本校生徒としての身分で外出するときは，常に制服を着用すること。

(3) 髪は，染色・脱色・パーマ・エクステンション・巻き髪等を認めない。

(4) 履物は校舎内及び体育館では，それぞれ学校指定のものを履くこと。

(5) 校内の設備・備品は大切に扱い，破損・紛失しないように注意すること。さらに，校舎内外を清潔に保ち，整理整頓に努め，学習に最適な環境づくりに努めること。

(6) 昼食は弁当を持参するか，校内の販売所を利用すること。無許可で外出して，パン等を購入し，一般飲食店で食事しないこと。

(7) 登校後は，下校するまで学級担任の許可なく外出しないこと。やむをえず外出するときは学級担任の許可を得た後外出許可証を受け取り，帰宅まで携帯すること。

(8) 盗難紛失等の事故を防止するため，各自の所持品には必ず学年・学級・氏名を明記すること。また，多額の現金や高価な物品（ブランド製品，ゲーム類，時計，イヤホン）は学校に持参しないこと。もし事故があった場合は直ちに学級担任に申し出ること。貴重品は，移動教室の場合必ず身につけるようにするか，体育の授業では担当に，学校行事の場合は担任に保管をお願いすること。また，必要のないものは

学校に持って来ないこと。(紛失・盗難・損傷事故等については本校は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。)

- (9) 急な疾病・負傷等の場合は保健室で養護教諭の処置を受けること。この場合、事前に学級担任や教科担当者に伝え、事後に所定の用紙により必ず学級担任に届け出ること。
- (10) 授業中の携帯電話の扱いについて、原則使用しない。ただし、授業担当者が使用を認める場合はこの限りではない。
- (11) 電車・バス等公共の交通機関を利用する場合、他の乗客に迷惑・不快感を与えるような行動・言動はしないこと。
- (12) 通学時、小田原駅より「スクールバス」を利用する生徒は、時間に余裕のある電車・バス等を選ぶと同時に、地下道を通り「スクールバス」を待つ間は整然と列をつくり、他の乗客の迷惑にならないよう心がけること。また、原則として、「スクールバス」が配車されている時間帯には路線バスを利用しないこと。
- (13) アルバイトは学業に支障を来たすことが多い。やむをえずアルバイトを行う場合は、学校生活を優先し、業種・職種・時間等について保護者と十分話し合い、家庭の責任で行うとともに、必ず学校に届け出ること。出席状況、学習態度、成績等に悪影響が見られる場合は、保護者を含めた面談を行い、時間削減、取り止めなどの対応を図る。学校がアルバイト先にアルバイト許可証を発行することはない。
- (14) 次に示す事項は禁止されている。
  - ① 自動車・オートバイ・特定小型原動機付自転車等を運転して通学すること、同乗すること。なお、通学に使用しなくても、制服を着たままオートバイ・特定小型原動機付自転車や自動車を運転してもいけない。
  - ② 夜間の外出(外出は保護者の了解を得ること)。
  - ③ 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力行為等。
  - ④ 学習活動に直接必要のないゲーム機等の遊戯道具を学校に持参すること。

- ⑤ 生徒間の金銭の貸借，物品の売買，カンパ行為に関わること。
  - ⑥ 保護者の許可を得ない外泊（学友の家であっても無断外泊はしないこと）。
  - ⑦ 暴走族などの反社会的な集団に所属すること。
- (15) 学則・諸規定に違反したり，生徒としての本分から外れた行為を行ったりした者は学則ならびに規則にしたがって指導される。
- (16) 交通安全について。  
常に交通ルールを遵守し，次のことに留意すること。
- ① 自転車通学を希望するものは，学級担任を通じて各学年の生活G担当者に届け出ること。
  - ② 運転免許を取得する場合は，保護者と十分話し合った上，学級担任を通じて生活Gに届け出ること。なお，自動車普通免許取得は3年生の夏休み以降とする。
  - ③ 自転車通学をする場合は，必ず自転車保険に加入すること。
- (17) 朝の生活指導について。  
服装・頭髪に関しては，毎朝，職員が身だしなみ指導を実施する。
- ① 正しく制服が着用されていない場合（ネクタイ，校章等を含む），持っていればその場で着用させる。
  - ② 頭髪が違反している場合，その日のうちに担当者から指導が入る。これに従わない場合は，特別指導の対象となることもある。
- (18) ピアス，ネックレス等の装飾品，及び違反した服装への対応について。職員が校内で発見した場合，その場ではずさせる，又は着脱指導をし，帰りまで学校で預かることもある。
- (19) 校内でのヘアアイロン，ドライヤー，コテの利用及び持参は認めない。
- (20) 校内の電源を利用して個人の電気製品（一人一台端末を含む）を利用する及び充電する行為は認めない。（授業で利用する際は授業担当者に許可を得ること。）

## 生徒心得

生徒一人ひとりの誇りは、同時に卒業生及び地域をはじめ、本校を支えてくれている多くの人々の誇りでもあります。皆さんが、校訓である「誠意，向上，自立」に沿ってお互いに信頼し、高めあいながら、大きく成長するたすけとして、ここに生徒心得を示します。

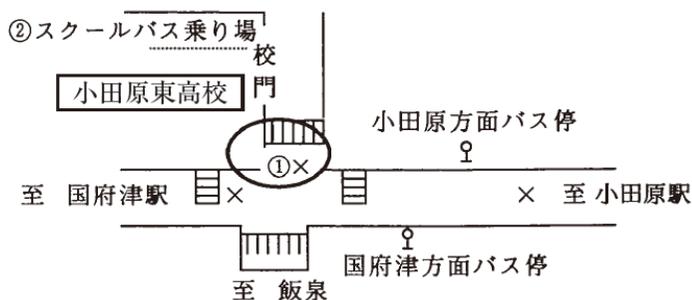
- 1 本校生徒としての誇りと自覚を持ち、社会人として信頼される格調高い人格を身に付けることを目指して、誠実に行動する。
- 2 将来の自立と真の自由に向けて自分を高めるため、毎日の勉学と学校生活に励む。
- 3 常に安全を心がけ、軽率な行動によって自らの、また集団の安全を損ねることのないよう注意する。
- 4 自分の身の回りと服装を清潔に保ち、整理整頓に努める。公德心を忘れず、公共物を大切にし、環境をいっそう美しくするよう心がける。
- 5 人を思いやり、学校の内外を問わず、迷惑をかけず、譲り、助け合う。社会の一員として、今出来ることは何かを考え、実行する。

[生徒の心構えと留意点・服装規定等]

年度ごとに教室に掲示される「生徒の心構えと留意点・服装規定等」（1年生は「合格者のしおり」に記載）をよく読み、規則にしたがって学校生活を送ること。

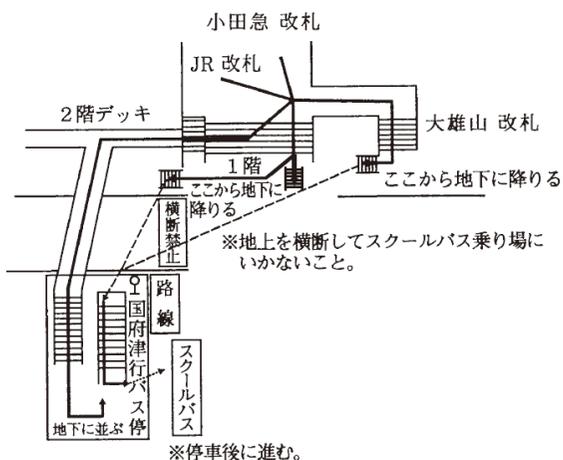
〈高校生活の留意点〉

1 学校周辺の注意すべき場所及び帰りのスクールバス乗車について



- ① 本校前の交差点は変則十字路で危険なため、横断歩道を渡るときや自転車で校門前を通るときは十分に注意すること。
- ② 横断歩道を渡るときは国府津方面からの左折車に注意すること。事故多し。(変則十字路で危険)
- ③ 帰りのスクールバス(小田原駅直通)は校門前から乗車すること。スクールバスが配車されているときは、路線バスには乗車できない。(平常授業時3台)
- ④ バスの中での飲食、携帯電話の使用、大声での会話は厳禁。(マナーの徹底)

2 朝の小田原駅スクールバス乗車について



小田原駅東口駅前広場⑧番のバス停付近から小田原東高校行き直通の

スクールバスが配車される。利用者は下記の乗車上の注意を確認すること。

**【乗車上の注意等】**

- ① 8：10から約5分間隔で5台分出る。
  - ② スクールバス乗用の際には、路線バスが近くを通過するのでバスの動きに注意すること。(事故防止)
  - ③ バスが停車するまで車道に出ないこと。
  - ④ スクールバス乗り場には駅東口2階デッキ又は地下通路の階段を歩いて行くこと。1階の横断禁止となっているところを歩いてはならない。
  - ⑤ バスを待つときは、地下階段から2列で並ぶこと。バスにまだ余裕があっても自己都合で乗らないときは端に寄り、後方の人に声をかけ乗車を促す。
  - ⑥ 一般の方々の通行を妨げないこと。
  - ⑦ バスの中での飲食、携帯電話の使用、大声での会話は厳禁。(マナーの徹底)
  - ⑧ 乗車の際、割り込みをしないこと。なるべく多くの生徒が1台に乗れるように、お互いに協力し合うこと。
- 3 自転車通学・自転車置き場などについて
- ① 登下校に自転車を使用する生徒は必ず届け出をすること。(自転車通学願)
  - ② ステッカーの無い自転車は生活Gより指導がある。紛失した者は必ず購入すること。(盗難防止)
  - ③ 自転車保険に必ず加入すること。神奈川県では、条例により自転車保険の加入が義務付けられている。
  - ④ 自転車通学者は登校時、衝突を避けるために、体育館側裏側(白鷗中学校校寄り)から入り、下校時は昇降口近くの通用門から出ること。(正門からの出入りは禁止。やむを得ず正門を通行する場合は、自転車を押して歩くこと。)
  - ⑤ 自転車の駐輪場は学年ごとに決められた場所(3年赤, 2年オレ

ンジ，1年緑の枠内)に、きちんと整列して駐輪すること。(防災上，通路確保に協力する。)

- ⑥ 自転車には，盗難防止のために必ず施錠をすること。
- ⑦ 交通事故に注意。歩行者に注意するとともに，事故に巻き込まれないよう安全運転に努めること。
- ⑧ 次の行為をしてはならない。
  - i 雨の日の傘差し運転・物を持つなどの片手運転
  - ii 二人乗り
  - iii 並走
  - iv 夜間・トンネル内の無灯火運転
  - v 乗用中の携帯電話等の操作・通話・画面を注視しながらの運転
  - vi ヘッドホン，イヤホン等を使用しながらの運転
  - vii 許可されている歩道以外の歩道を通行すること
  - viii 右側通行
- ⑨ 交通事故の多くは，交通ルールの無視や状況判断の甘さから発生している。自転車は，道路交通法上は，「軽車両」となり車両の運転手であることを自覚して交通安全の意識を高める。
- ⑩ 小田原駅周辺は自転車放置禁止区域に指定されている。東口駐輪場に駐輪する。
- ⑪ 各学年で決められた自転車シールを学校で購入し，後輪泥除け部分に必ず貼ること。

#### 4 高校生として校則・社会のルールを守り正しい生活を送ること

以下の行為を特別指導の対象とする

- ① 喫煙・飲酒（同席，所持，ライター所持を含む）
- ② 薬物使用・所持
- ③ 定期券不正使用・公共物破損・窃盗・万引き
- ④ 暴力・暴言・威嚇・脅迫・恐喝・SNSへの悪質な書き込みや誹謗中傷の書き込み，出会い系サイトへのアクセス
- ⑤ バイク通学・自動車通学（乗車時の制服着用は通学と見なす）・家族以外の者が運転する車両の同乗

- ⑥ 試験における不正行為
- ⑦ 暴走族などの反社会的集団に属すること
- ⑧ 道路交通法違反行為
- ⑨ 度重なる指導無視，いじめ行為，他人の人格や諸権利を損なう反社会的行為
- ⑩ 授業中の無断中抜け
- ⑪ 頭髪指導で期日までに改善されていないケース（P32 5（10））
- ⑫ 授業中及びホームルームでの携帯電話使用（P32(10)）
- ⑬ 制服規定違反（P43・44）

## 校則

### ① 校則について

- ・染色・脱色・パーマ・エクステンション等の禁止

髪型については，清潔感があり信頼されるようなものとし，常に進学や就職に臨める状態であることを基本とする。前髪や襟足等，他人に不快，不潔感を与えないものとする。奇抜な髪型・ライン・編み込み等の禁止

- ・化粧・ピアス・パーマ・マニキュア・カラーコンタクト・その他のアクセサリ類の禁止

- ・常に制服を正しく着用すること。（ネクタイ・リボン・校章・指定ワイシャツ・ブラウス等）ワイシャツ・ブラウスのボタンは上まで閉め，ネクタイ・リボン等は首元まで上げる。

### ② 携帯電話・インターネットを使用した非社会的行為（出会い系サイトへのアクセス等）に関わらないこと

### ③ 携帯電話は授業中に使用しないこと。（電源を切りカバンにしまう） （P33 5(10)参照）

※上記の校則に繰り返し違反をする者は，特別指導及び指導の対象となる。

### ④ その他指導

- ・遅刻指導
- ・授業の中抜け

・無断外出，無断早退

- ⑤ 貴重品の管理を徹底すること。自分の持ち物には必ず記名すること  
(盗難防止)

ここに挙げた内容は，一人ひとりがしっかりとルールを守り，安全で充実した学校生活を過ごすためのものである。小田原東高校の生徒として，誇りと規律ある学校生活を送ること。

### 〈生徒制服規格〉

	アイテム名	色柄	デザイン	混率・素材	タイプ
冬服	ジャケット	濃紺	シングル2つボタン, 別注ボタン	W/T 50/50	ブレザー
	冬スラックス	グレーベース チェック柄	ワンタック (男子) ノータック (女子)	W/T 30/70	裾シングル
	冬スカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ, 2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄だし (チェック柄揃え)
	冬キュロットスカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ, 2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄だし (チェック柄揃え)
	長袖シャツ	サックスブルー	角衿, 左腕刺繍入り	T/C 65/35	レギュラー
	ネクタイ	紺ベース チェック柄	レギュラータイ	T100	レギュラー
	リボン	紺ベース チェック柄	バックルゴム 式, 4枚羽	T100	レギュラー
夏服	夏スラックス	グレーベース チェック柄	ワンタック (男子) ノータック (女子)	W/T 30/70	裾シングル
	半袖シャツ	サックスブルー	角衿, 左腕刺繍入り	T/C 65/35	/
	夏スカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ, 2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄だし(チェック柄揃え)
	夏キュロットスカート	濃紺タータン チェック	18本車ヒダ, 2箇所刺繍入り	W/T 50/50	柄だし (チェック柄揃え)
	ポロシャツ	サックスブルー			
その他	ニットベスト	紺	天竺編み, 刺繍入り	A/W 70/30	/
	セーター	紺	天竺編み, 刺繍入り	A/W 70/30	/

W=ウール C=綿 T=ポリエステル A=アクリル

※スカートの代わりにスラックスでも可

※ネクタイ, リボンのどちらかを着用する。(リボンはスカート時に着用できる。)

例



冬・夏同柄

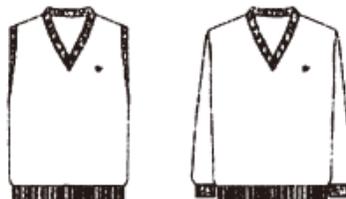
例



冬・夏同柄



共通



本校の制服は本校生徒のアイデンティティを明らかにし、誇りを持って学校生活を送るために制定したものです。生徒は制服を校外の人に有償・無償を問わず譲渡してはいけません。また制服販売業者にも同様の義務を課していますので、制服を購入する際は、入学式前は合格通知書，入学後は生徒証を持参し，入学予定者あるいは本校生徒であることを示してください。

## 〈服 装 規 定〉

\*基本姿勢 以下の規定を遵守すること。

項 目	内 容
上衣	改造は認めない
スラックス	改造は認めない
スカート	改造及び折り曲げは認めない。
キュロット スカート	改造及び折り曲げは認めない。
ワイシャツ ブラウス	夏服は5/1～10/31に着用する。ただし前後5/1～6/10と9/20～10/31を移行期間とする。裾は、夏服・冬服を問わず、スラックス・スカートの中にしまうこと。
ネクタイ・リボン	冬期(11/1～4/30)に着用する。ただし移行期間(5/1～6/10・9/20～10/31)は、この限りではない。
校章	上着の左胸に付ける。(夏期不要)
コート類	1 原則として授業中はコート、マフラーの着用は認めない。 2 派手な色・型のもの認めない。
上履	学年別に色分けされた所定の上履を用いる。氏名のみ指定された場所へ記入。
髪型	染色・脱色・パーマ・エクステンション等を認めない。
学校指定のセーター・ベスト	1 冬服の期間中、校内において上着を脱いで学校指定のセーターとベストで過ごしてもよい。ただし、この場合もネクタイ、リボンは着用する。 2 5月1日～10月31日において、気温の低い場合は学校指定のセーターとベストを学校内外において着用することができる。11/1～4/30の登下校については上着を着用する。 3 学校指定のセーターとベストのみ着用が認められる。(市販のセーター等は認めない。) 4 改造は認めない。 5 寒冷期は学校指定のセーターとベストを制服の下に着用することができる。
その他	1 化粧・アクセサリ等は認めない。 2 やむを得ない理由によって服装規定を守れない場合は、異装を学級担任に申し出て許可を得ること。 3 上着の外に着用するコート型のフードパーカーは認めるが、上着の中に着るパーカー及びトレーナーの着用を禁止する。

〈準服装規定〉

項 目	内 容
ポロシャツ	<ol style="list-style-type: none"><li>1 改造は認めない。</li><li>2 5月1日～10月31日の期間に、学校指定のポロシャツを学校内外において着用することができる。 ※ポロシャツは冬服のときには着用しない。</li><li>3 体育着や部活動及びその他の運動着としては認めない。</li><li>4 準服装規定のため就職及び進学先の見学や面接、式典や始業式、終業式に着用できない。</li><li>5 上着、ベスト、セーターの下に着用することは禁止とし、ポロシャツのみ着用する。</li></ol>

## 学習活動用ネットワークの利用について

はじめに

本ネットワークは、授業やその他の学習活動を行う際に利用するネットワークです。以下の事項に従い、本ネットワークを利用してください。

### 1 提供SSID

BYOD2018

### 2 利用者

県立小田原東高等学校の生徒（及び校長が必要と認めた者）

### 3 利用端末 【生徒所有端末】

① 利用する端末を申請し、登録してください。利用しなくなった端末については、先生に申し出てください。

② 登録端末以外では、ネットワークにつながりません。

③ 端末は個人の責任で管理し、盗難・紛失などには特に注意してください。

ア 各端末の基本ソフトウェア（OS）については、常に最新バージョンにアップ デートし、セキュリティ対策が適用されたものを利用してください。更新プログラムの配信されなくなったバージョンで、利用してはいけません。

イ Windows端末の場合は、必ずウイルス対策ソフトをインストールし、常に最新の状態に保ってください。

④ 学校での端末の充電はできません。各自、予備バッテリーを用意するなどしてください。

⑤ 充電が必要となった場合は、先生に申し出て対応の指示を受けてください。

### 【学校所有端末】

学校所有の端末を利用する際は、接続するネットワーク、利用IDなど、先生の指示に従ってください。

### 4 利用の制限（すべての端末、ネットワーク対象）

① 学校内で端末を利用する場合は、必ず先生の指示に従ってください

い。

- ② 学校に関する情報等の漏えい（SNSで授業に関するつぶやきや動画の配信など）をしないでください。
- ③ 他人のIDの不正利用，ハッキング行為，他人の悪口などのSNSの投稿などは，特別指導になることがあります。
- ④ 先生から指示のあった場合を除いて，ソフトウェア・アプリ等のダウンロードは禁止します。
- ⑤ 学習に関係ない行為及び危険をまねく恐れのある行為は行わないでください。

## 5 その他

個人の端末が故障等により使用できない場合は，学校で貸出用端末を用意していますので，申し出てください。ただし，台数に限りがあります。

※ここに書かれていない内容であっても，法律に触れるような行為，高校生としてふさわしくない行為等を行わないでください。また校内におけるワンクリック詐欺やウイルス感染などのトラブルにおいて，学校は一切責任を負いませんので十分に留意して利用するようにしてください。

## 保健室の利用について

保健室は、応急処置を行うほか、積極的に健康の保持増進を促すための資材・器具を提供する、健康相談を行うなど、保健センターとしての役割を持ちます。

〈保健室での約束〉

- ① 利用時間は緊急時以外、原則として休み時間、昼休み、放課後とします。（相談についてもこの原則は変わりません。）
- ② 緊急時、授業中に保健室を利用する場合は、必ず本人が担任又は教科担任の先生に伝えてから来室するようにしてください。また、利用後に「保健室来室カード」を必ず担任に提出し報告してください。
- ③ 保健室では養護教諭の指示に従い、不在の場合は、生活グループの先生又は担任に連絡し対応してもらってください。
- ④ 利用の目的をきちんと伝えてください。
- ⑤ 外科的な処置は、学校の管理下で起きた負傷の応急処置のみ行います。
- ⑥ 保健室では治療行為はできません。よって、原則として内服薬などをあげることはできません。また、保健室の処置は救急処置の範囲にとどまるので、必要に応じて専門医の治療を受けてください。
- ⑦ 保健室での休養は、原則として1日1時間までとします。休養しても授業に出られない場合は、担任の先生と相談し、早退の許可を得ましょう。
- ⑧ ベッドは、短時間の休養で回復の見込みがある場合に限り、養護教諭が使用を許可します。疲労や睡眠不足での使用はできません。

## 学校感染症に関わる出席停止

校長は、学校保健安全法に基づき、感染症の予防をはかるため出席停止をさせる場合があります。(学校保健安全法第19条)

### ① 学校感染症の種類

第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，ジフテリア，SARS，ポリオ，鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ，百日咳，麻しん（はしか），風しん，流行性耳下腺炎，水痘（みずぼうそう），咽頭結膜熱，新型コロナウイルス感染症，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

- ② 学校感染症の診断を受けた場合は、すぐに担任に連絡してください。療養にかかる日数は欠席扱いになりません。
- ③ 学校指定の「出席停止届け」に保護者が記入し、病後出席を始めてから1週間以内に担任に提出してください。

## 体育施設使用規定

### 1 グラウンドについて

- (1) 使用は原則として授業・集会・及び部活動とする。
- (2) 使用する場合は、グラウンドシューズを使用する。(部活動時は別)
- (3) 使用する団体の責任者は、必ず保健体育科に届け出る。
- (4) 使用後はグラウンド整備を行う。
- (5) グラウンド内での飲食は禁止とする。
- (6) グラウンドコンディションが悪いときは、使用を禁止することもある。

### 2 柔剣道場について

- (1) 使用は原則として授業・集会及び部活動とする。
- (2) 柔剣道場には素足で入ることを原則とする。
- (3) 使用後は清掃を行う。
- (4) 柔剣道場内での飲食は禁止とする。

### 3 体育館について

- (1) 使用は原則として授業・集会・及び部活動とする。
- (2) 使用する場合は、規定の体育館シューズで行う。(部活動時は別)
- (3) 使用する団体の責任者は、必ず保健体育科に届け出る。
- (4) 使用後は清掃を行う。
- (5) 体育館での飲食は禁止とする。
- (6) ピロティーは、体育館外階段から2階体育館入り口のタイル部分までを土足と上履き可とする。(体育授業では2階体育館入り口付近はほぼ上履きでの移動となる)

### 4 その他

- (1) 日曜・祝祭日・休業日の使用は、保健体育科に届け出る。
- (2) 体育の授業以外で使用する場合は、学級担任・部活動顧問などの監

督のもとに体育時の服装（部活動時は別）で使用する。

- (3) 使用後は後片付けを必ず行う。（グラウンド整備・用具返却など）
- (4) 破損・紛失があった場合は保健体育科に連絡し，使用者が弁償する。

## 図書館の利用について

図書館は、本校生徒の学習活動及び日常生活に役立つ資料を収集整理しています。利用の決まりを守り活用してください。

### ★開館時間

8 : 50 ~ 16 : 45

\*長期休業中については事前に連絡します。

### ★資料の貸出し

2週間を原則とします。(冊数制限なし)

\*長期休暇中は別に定めます。

### ★リクエスト

購入してほしい本は、用紙に記入して司書の先生に渡してください。

### ★予 約

貸出し中の本の順番を予約できます。

司書の先生に声をかけてください。

### ★利用上の注意

○図書や雑誌等を手続きせずに持ち出さないでください。

○借りた資料を紛失又は破損した場合は、借りた人が弁償することになります。

○不明な点は司書の先生に尋ねてください。

## 定期試験に関する規定

### 1 席 順

窓側の列より縦に出席番号の順序による。

### 2 持ち物

- (1) 鞆，教科書，ノート，ペンケース等は机の中に入れておいてはならない。教室の後ろのロッカーに入れる。HR教室以外で試験を受ける場合は，室内の後におく。
- (2) スマートフォン，スマートウォッチ等，すべてのデジタルデバイス（通信機能の有無は問わない）は，試験の妨げとなるので基本的には学校に持ってこないことが望ましいが，やむをえない場合は，必ず電源を切り，鞆に入れておくこと。また，イヤホン・ヘッドホンも鞆の中にしまう。
- (3) 電卓等の使用については，教科担当の指示に従う。

### 3 筆記用具等

筆記用具はすべてペンケース等から出して机上に置く。試験実施中の貸借は禁止する。下敷き（無地に限る）は，事前にHR担任の許可を得て使用できる。

### 4 中途退席

試験中，やむをえずトイレ・保健室等で退室する場合は，試験監督者に申し出て，解答用紙を提出すること。なお，試験はその時点で中止となる。

### 5 試験終了

試験終了のチャイム鳴動後，試験監督者の指示に従い，速やかに解答用紙を提出する。解答用紙の回収が終了するまでは離席したり，私語をしてはならない。

6 不正行為の扱い

不正行為を行った場合は、その当該科目は零点とする。試験返却時に不正行為を行った場合も同様の扱いとする。

## 日 課 表

平 常 (50分授業)	
H R	8 : 45 ~ 8 : 55
1 校時	8 : 55 ~ 9 : 45
2 校時	9 : 55 ~ 10 : 45
3 校時	10 : 55 ~ 11 : 45
4 校時	11 : 55 ~ 12 : 45
昼休み	12 : 45 ~ 13 : 30
5 校時	13 : 30 ~ 14 : 20
6 校時	14 : 30 ~ 15 : 20
H R	15 : 20 ~ 15 : 25
清 掃	15 : 25 ~

短 縮 (40分授業)	
H R	8 : 45 ~ 8 : 55
1 校時	8 : 55 ~ 9 : 35
2 校時	9 : 45 ~ 10 : 25
3 校時	10 : 35 ~ 11 : 15
4 校時	11 : 25 ~ 12 : 05
昼休み	12 : 05 ~ 12 : 50
5 校時	12 : 50 ~ 13 : 30
6 校時	13 : 40 ~ 14 : 20
H R	14 : 20 ~ 14 : 25
清 掃	14 : 25 ~

短 縮 (45分授業)	
H R	8 : 45 ~ 8 : 55
1 校時	8 : 55 ~ 9 : 40
2 校時	9 : 50 ~ 10 : 35
3 校時	10 : 45 ~ 11 : 30
4 校時	11 : 40 ~ 12 : 25
昼休み	12 : 25 ~ 13 : 10
5 校時	13 : 10 ~ 13 : 55
6 校時	14 : 05 ~ 14 : 50
H R	14 : 50 ~ 14 : 55
清 掃	14 : 55 ~

定期試験	
H R	8 : 45 ~ 8 : 55
1 校時	9 : 05 ~ 9 : 55
2 校時	10 : 10 ~ 11 : 00
3 校時	11 : 15 ~ 12 : 05